

熊本県個人情報保護審査会答申の概要
(平成27年8月11日付け答申第16号)

1 事案の概要

- H26.2.26 審査請求人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関（熊本県警察本部長）に対し、「熊本県警察官らが、これまでに私について記載している申し送り書類のようなもの全部」に記載された自己情報を開示請求（以下「本件開示請求」という。）。
H26.2.27 実施機関 本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第15条第3項に基づき、審査請求人に補正通知書を送付。
H26.3.7 審査請求人 補正通知書に対する答弁書を提出。
H26.4.11 実施機関 答弁書を受け、本件開示請求に係る情報の一部（以下「本件請求情報」という。）について、事務引継書を特定した上で不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）。
H26.4.24 審査請求人 本件不開示決定を不服として審査請求。
H26.7.14 実施機関 熊本県個人情報保護審査会に諮問（諮問第21号）。

2 当事者の主張の要旨

（1）審査請求人

本件不開示決定の取り消しを求める。

- ・ 検察庁において、当局側が保有している私の全ての保管記録を再審保存記録として保存しなければならないという刑事訴訟法などで定められている決定を行っている。
- ・ 事務引継書に特定せず、開示できる書類全てを開示しなさい。
- ・ 不開示の理由として、すでに廃棄したなどと言い訳しているが、もし本当に廃棄しているのならば、立派な犯罪であり人権侵害である。
- ・ 警察官が、私に対して、名誉棄損や侮辱の事務引継書のようなものを作成しているので、開示してほしい。

（2）実施機関

- ・ 本件開示請求書の記載では、検索対象となる行政文書が抽象的であり、検索範囲も広範かつ大量であるため、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であると認められたため、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定め、補正を求めた。
- ・ 答弁書の内容を受け、本件請求情報は特定所属の警察官が特定期間に作成した事務引継書に記録されている審査請求人の個人情報であると判断した。
- ・ 本件請求情報に係る事務引継書については、保存期間満了に伴い、既に存在しないものもあったが、保存期間が満了しているか否かを問わず、対象となる事務引継書を確認した結果、審査請求人の個人情報と認められるような氏名等の記録のあるものは存在しなかったため、条例第19条第2項の規定に基づき、本件不開示決定を行った。

3 審査会の判断

実施機関の判断妥当（不開示決定は妥当）

（1）本件請求情報の存否について

本件請求情報に係る行政文書については、答弁書の記載内容から、複数の特定所属の警察官が特定期間に作成した事務引継書に記載された審査請求人の個人情報であると認められる。

当審査会において、「熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令」（平成13年9月27日本部訓令甲第12号。）等を確認したところ、本件請求情報に係る事務引継書の保存期間については、1年であることが認められた。

また、本件請求情報に係る事務引継書の廃棄状況について説明を求めたところ、訓令に規

定する内部文である事務引継書については、熊本県警察文書情報データベースシステムへの登録対象ではなかったため、廃棄文書一覧により事務引継書の廃棄状況を確認することはできないが、実施機関においては、開示請求に係る対象文書について、保存期間の満了により既に存在しないものと現に保有するものが混在する場合、現に保有する行政文書を精査した結果に基づき、決定を行っているということであった。

本件請求情報に係る事務引継書についても、担当職員が、現に保有するものすべてについて、審査請求人の個人情報に記載されていないことを目視により確認したということであり、これらの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求情報について行った、不存在による不開示決定は妥当である。

諮問実施機関：公安委員会

諮問日：平成26年7月14日（諮問第21号）

答申日：平成27年8月11日（答申第16号）

事案名：事務引継書に記録された請求者の個人情報の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、次の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る情報について、平成26年4月11日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

「熊本県警察官らが、これまでに私こと〇〇〇〇について記載している申し送り書類（全警察官含む）のようなもの全部。正式な名称などは不明。後日教示願います。」

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成26年2月26日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- 2 平成26年2月27日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第15条第3項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 3 平成26年3月7日、審査請求人は、本件補正通知書に対する答弁書（以下「本件答弁書」という。）を提出した。
- 4 平成26年4月11日、実施機関は、本件答弁書を受け、本件開示請求に係る情報の一部については、請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定を行い、その他の情報（以下「本件請求情報」という。）については、対象となる行政文書を特定した上で不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

- 5 平成26年4月24日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 〇〇地方検察庁の平成〇〇年〇月〇〇日当時、平成〇〇年〇月〇〇日までの期間、〇〇〇の当局側が保有している請求人の全ての保管記録を再審保存記録として保存しなければならないという刑事訴訟法などで定められている決定を行っており、保管しておかなければならない全ての記録を保管していないと述べて、被疑者をかばっているのであるから、非常に悪質且つ執拗であり、明らかに著しく正義に反する行為であり、故意であることから、もはや犯罪であると言わざるを得ない。
- (2) 事務引継書に特定せず、開示できる書類全てを開示しなさい。
- (3) また、開示する時には、故意に黒塗りにしたりして開示するのは立派な犯罪ですので止めてください。
- (4) 不開示の理由として、すでに廃棄したなどと言いつつしているが、もし本当に廃棄しているのであれば、明らかに立派な犯罪であり人権侵害である。
- (5) 熊本県警察官らが、私に対して、名誉棄損や侮辱の事務引継書のようなものを作成しているので、その書類を開示してくださいと申し上げている。
- (6) 平成〇〇年に被告事件の担当である刑事らから、書類の複写を見せられている。また、平成〇〇年当時、別の警察官がこの書類に記載されている事項を私に指差して発言したこともあり、この書類は確実に存在している。
- (7) 平成〇〇年に〇〇地方検察庁の検事が〇〇に来庁調べに来た時にも、書類の内容の件をいくつか私に尋問していることから、平成〇〇年作成書類のコピー等が10年以上経過した今でも残っているということの証拠である。
- (8) 以上のように、本件不開示決定処分は、本条例の解釈、運用を誤ったものであり、身内の警察官をかばっている極悪行為である。よって、その取消しを求めるため本件審査請求を行うというものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求書には、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載が必要とされているが、本件請求内容である「申し送り書類のようなもの全部」という記載では、検索対象となる行政文書が抽象的であり、検索範囲も広範かつ大量であるため、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であると認められた。
よって、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定めて、その補正を求めることとした。
- (2) 審査請求人から提出された本件答弁書に記載された内容から、本件請求情報は、特定所属の警察官が特定期間に作成した事務引継書に記録されている審査請求人の個人情報であると判断した。
- (3) 事務引継書については、警察職員（以下「職員」という。）が退職、休職、配置換えその他の理由によりその職を離れるとき、後任者に、担当する事務等について引き継ぐ際に、一定の立場にある職員が作成することを定めているものであり、その根拠は、「熊本県警察の処務に関する訓令」（平成 13 年 9 月 27 日本部訓令甲第 14 号）第 6 条第 1 項に規定されているとおりである。
- (4) 事務引継書については、長期間利用するものではなく、引継を受けた後任者が、当面必要とする事項の記載であることから、1 年以上の保存を要しない行政文書に該当するとして、「熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令」において、当該行政文書を作成した年の翌年の初日から起算して 1 年間と定められている。
- (5) 審査請求人は、平成〇〇年以降に作成された事務引継書を請求しているが、保存期間の満了に伴い、既に存在しないものもあった。
- (6) しかし、条例上、保存期間を満了してもなお、現に保有していれば開示請求に係る対象文書となることから、保存期間が満了しているか否かを問わず、対象となる事務引継書を確認した結果、審査請求人の個人情報と認められるような氏名等の記録のあるものは存在しなかった。
よって条例第 19 条第 2 項の規定に基づき、本件不開示決定を行った。
- (7) 以上のことから、開示請求に係る個人情報がないとして条例第 19 条第 2 項の規定に基づき行った本件不開示決定は、妥当なものと認められるので、原処分維持が妥当と考える。

第 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本

件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について、条例で定める例外に該当する場合を除き、原則開示の考え方の下、解釈、運用がなされなければならない。

2 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件請求情報について

本件請求情報は、本件答弁書の記載内容から、複数の特定所属の警察官が、特定期間に作成した事務引継書に記載された審査請求人の個人情報であると認められる。

(2) 本件請求情報の存否について

実施機関は、本件請求情報の不存在について、上記第4のとおり主張しているため、当審査会において、「熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令」(平成13年9月27日本部訓令甲第12号。以下「訓令」という。)等を確認したところ、本件請求情報に係る事務引継書の保存期間については、1年であることが認められた。

また、本件請求情報に係る事務引継書の廃棄状況について説明を求めたところ、訓令に規定する内部文である事務引継書については、熊本県警察文書情報データベースシステムへの登録対象ではなかったため、廃棄文書一覧により事務引継書の廃棄状況を確認することはできないが、実施機関においては、開示請求に係る対象文書について、保存期間の満了により既に存在しないものと現に保有するものが混在する場合、現に保有する行政文書を精査した結果に基づき、決定を行っているということであった。

本件請求情報に係る事務引継書についても、担当職員が、現に保有するものすべてについて、審査請求人の個人情報が記載されていないことを目視により確認したということであり、これらの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求情報について行った、不存在による不開示決定は妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会 長	衛藤 二男
会長職務代理者	大日方 信春
委 員	澤田 道夫
委 員	谷口 美樹
委 員	徳村 美佳

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 7月14日	・ 諮問（第21号）
平成26年12月26日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成27年 1月23日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成27年 3月 5日	・ 審議
平成27年 4月16日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成27年 5月14日	・ 審議
平成27年 7月 2日	・ 審議
平成27年 7月30日	・ 審議